

1 計画策定までの経緯

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

平成27年度	
5月27日	第1回千葉県特別支援教育研究推進会議〈専門部会〉
7月17日	第1回千葉県特別支援教育研究推進会議〈本部会〉
8月18日	第2回千葉県特別支援教育研究推進会議〈専門部会〉
8月19日	第1回千葉県特別支援教育研究推進会議〈担当者会議〉
10月22日	第2回千葉県特別支援教育研究推進会議〈本部会〉

平成28年度	
4月22日	第1回千葉県特別支援教育研究推進会議〈担当者会議〉
4月28日	第1回千葉県特別支援教育研究推進会議〈専門部会〉
5月19日	第1回千葉県特別支援教育研究推進会議〈本部会〉
7月1日	第2回千葉県特別支援教育研究推進会議〈専門部会〉
10月19日	第2回千葉県特別支援教育研究推進会議〈担当者会議〉
12月15日	第2回千葉県特別支援教育研究推進会議〈本部会〉

- ※ 千葉県特別支援教育研究推進会議〈本部会〉のこれまでの活動について
- 本県における障害のある児童生徒等への教育の在り方や特別支援教育推進に関する課題について具体的な研究を行うことを目的に開催。(平成13年「障害児教育研究推進会議」設置。平成25年度から標記の名称に変更。)
 - 平成19年～26年・・・第1次千葉県特別支援教育推進基本計画の進行管理状況の検討
 - 平成27年～28年・・・第2次千葉県特別支援教育推進基本計画の作成

2 各部会の委員名簿

(敬称略、50音順、役職は平成28年5月時点のもの)

	氏名	役職
本部会 (九名)	大竹 晴道	千葉県特別支援学校PTA連合会 会長
	大屋 滋	総合病院国保旭中央病院脳神経外科 部長
	座長 尾崎 祐三	植草学園大学発達教育学部 教授
	片岡 学	茂原市立中の島小学校長 千葉県特別支援学級設置校校長会 会長
	川口 英樹	千葉県手をつなぐ親の会 役員
	副座長 佐々木 亮夫	千葉県立富里特別支援学校長 千葉県特別支援学校長会今後の在り方検討会 会長
	柴内 靖	佐倉市立佐倉中学校長 千葉県中学校長会 会長
	中原 章子	千葉県立佐倉南高等学校長 千葉県高等学校長協会 代表
	藤尾 健二	千葉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会 会長

(50音順)

	氏名	役職
専門部会 (八名)	笹舘 功	千葉県立銚子特別支援学校長 千葉県特別支援学校長会今後の在り方検討会役員
	塚田 ゆかり	千葉県立習志野特別支援学校長 千葉県特別支援学校長会今後の在り方検討会役員
	伊藤 俊和	千葉県総合教育センター 特別支援教育部長
	伊藤 浩志	千葉県教育庁 葛南教育事務所 指導主事
	西村 昭男	千葉県教育庁 東葛飾教育事務所 指導主事
	鈴木 直人	千葉県教育庁 北総教育事務所 指導主事
	深山 博典	千葉県教育庁 東上総教育事務所 指導主事
	石井 尚美	千葉県教育庁 南房総教育事務所 指導主事

(順不同)

		氏名	役職
担 当 者 会 議		広瀬 深雪	千葉県健康福祉部 障害福祉課 副主幹
		飯田 千栄子	千葉県商工労働部 産業人材課 班長
		鈴木 徳美	千葉県教育庁企画管理部 財務施設課 財務助成班長
		東端 利樹	// 施設管理班長
		小村井 健	// 県立学校改革推進課 副主幹
		塩田 順子	千葉県教育庁教育振興部 生涯学習課 副主幹
		庄司 雅司	// 指導課 指導主事
		渡邊 尚久	// 教職員課 管理主事
		西山 博	// 教職員課 管理主事
		金坂 京子	// 教職員課 管理主事
		鈴木 英樹	千葉県総合教育センター 研究指導主事
		川西 努	// 研究指導主事
	事務局	岡田 哲也	千葉県教育庁教育振興部 特別支援教育課長
	//	望戸 千恵美	// 特別支援教育課 主幹兼教育課程指導室長
	//	畔蒜 秀彦	// 特別支援教育課 主幹兼教育支援室長
//	保科 靖宏	// 特別支援教育課 指導主事	
//	吉村 忠広	// 特別支援教育課 指導主事	

3 パブリックコメントや関係機関等の主な意見

4 関係法令、関連条例、関係報告、関係施作等の抜粋

第1章

<障害者施策に関する法令等>

第2章

◆障害者の権利に関する条約

◆平成23年 障害者基本法の一部改正

第3章

◆平成23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

◆平成23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

◆平成24年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第4章

◆平成25年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

関係資料

<障害者施策に関する条例>

◆平成18年 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例
【全国初の条例】

◆平成28年 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例(手話言語条例)

<特別支援教育推進に関する法令等>

◆平成22年 中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会「論点整理」

◆平成24年 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

◆平成25年 学校教育法施行令の一部改正

5 用語解説

[あ行]

◇アセスメント

「実態把握」や「教育評価」の意味で使用される。

◇異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携に用いられる。

◇医療的ケア

介護福祉士法と『特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）』に基づき特別支援学校、幼小中高等学校等で行われるたんの吸引等の特定行為及び特定行為以外の医行為を指す。千葉県では、特別支援学校における医療的ケアについては、『千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン』で詳細を定めている。

◇インクルーシブ教育システム

平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の第24条によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるとしている。そのため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、無償の初等教育が受けられること、中等教育の機会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。

◇WISC-III（ウィスク・スリー）

→心理検査の項を参照

◇WISC-IV（ウィスク・フォー）

→WISC-IIIの改訂版である。詳細は、心理検査の項を参照。

◇ST

→言語聴覚士の項を参照

◇AD/HD

→注意欠陥多動性障害の項を参照

◇NPO

民間非営利活動団体。広義には、市民団体、ボランティア活動の推進団体、公益法人の一部を指すが、これらの活動を行う団体に法人格を与えるために制定された特定非営利法人法に基づき、所轄庁の認証を受けた法人をさす場合が多い。

◇LD

→学習障害の項を参照

◇OT

→作業療法士の項を参照

【か行】

◇概念形成

個々の事物・事象に共通する性質を抽象し、まとめ上げることで生活体内に作られる内的表現を一般に「概念」という。その概念を作り出す過程を概念形成という。例えば、「バス」「くるま」「船」「飛行機」「自転車」などの個々の概念を「のりもの」という概念にまとめ上げていく過程を概念形成という。

◇ガイドヘルプ

視覚障害者に付き添って歩行の介助や誘導をする活動のこと。その活動を行う人をガイドヘルパーという。

◇輝け！ちば元気プラン

平成22年に県民の「暮らし満足度日本一」を基本理念として、千葉県の10年後の目指す姿と、これを実現するため3年間で取り組む政策・施策を総合的・体系的にまとめた県政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画。平成25年10月に新たに、「新輝け！ちば元気プラン」が策定されている。

◇各教科等を合わせた指導

小・中学校の学習指導要領では、教育内容を各教科等で分類しており、実際の指導もその分類に基づいて進められている。しかし、知的障害のある児童生徒の場合、その学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導がより効果的であると考えられる。

このような特性を踏まえ、知的障害のある児童生徒に対して効果的な指導を進めるため、各教科・領域等を分けずに、これらの一部又は全部を合わせて指導を行う指導の形態があり、「各教科等を合わせた指導」は、知的障害があることを前提とした指導の形態で、「各教科等」は知的障害特別支援学校の各教科等となる。

「各教科等を合わせた指導」としては、これまで、特別支援学校・特別支援学級（知的障害）において、「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導」「作業学習」等が実践されている。

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒が毎日の生活で繰り返す様々な活動を、日常の生活の流れにそって働きかけることで、日常の生活が充実し高まることを意図した指導の形態である。日常生活の指導は、身辺生活の処理の技能を高めることだけでなく、児童生徒自身が一日の生活に見通しをもって、日常生活を自立的・発展的に行うための意欲や態度を育てるものである。主な内容は、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守る、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活における基本的な内容で、教科・領域の内容が広範囲に扱われる。

多くの場合、日課表の中で「朝の会」「わくわくタイム」など、具体的な活動名で帯状に設定され、毎日、同じように繰り返される活動なので、児童生徒の実態に応じ、活動を積み重ね段階的な指導を行っていくことが必要となる。また、日常生活に密接に関係した内容であるので、家庭と連携し、家庭と学校が一貫した取組を進めていく

ことも大切となる。

②遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて児童生徒の発達を促していくものである。遊びとは本来、楽しいものであり、児童生徒自身が「運動機能を高める」「社会性を身に付ける」といった目的を意識して活動しているわけではない。児童生徒が生き生きと楽しく遊ぶ中で、自分から進んで遊具に働きかけたり、友だちに関わったりするなかで、様々な力を身に付けていくことが大切となる。

遊びには、例えば、校庭を遊びの場として、児童生徒の興味によってブランコに乗ったり、砂場で砂遊びをしたりする自由な遊びと、一定の場を設定し、砂や水、積み木やボール等を使って一定の条件を設定し、課題にそって取り組む遊びがある。これらを連続的に設定し、児童生徒が自立する上で必要な感覚・運動機能、社会性、道徳心などを育むことが重要となる。

③生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切となる。なお、生活単元学習の指導を計画するに当たっては、1つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要がある。

④作業学習（主に特別支援学校中学部・高等部、中学校特別支援学級で実践）

作業学習は、作業活動を学習の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけでなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

なお、指導に当たって考慮する点としては、「教育的価値の高い作業活動等を含み、活動に取り組む喜びや、完成の成就感を味わわせるようにすること」や「地域性に立脚した特色をもち、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定」等があげられる。

◇学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、教育課程の基準として文部科学大臣が告示するもの。

◇学習障害（LD）

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

◇学校開放講座

千葉県では、学校の物的資源（施設、設備、教材・教具）や人的資源を地域住民の生涯学習の機会に資するため、あるいは学校と地域との連携・交流を深める機会に資するため学校開放を積極的に進めている。

◇学校間交流

障害のある幼児児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要である。

交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒にとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の幼児児童生徒たちや地域の人たちが、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会となっている。

◇過密化

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

◇基礎的環境整備

障害のある幼児児童生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、これを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

（基礎的環境整備の8観点）

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

◇CAS（キャス）

→千葉県発達障害者支援センターの項を参照

◇キャリア教育

文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」（平成18年）の中で、キャリア教育の意義について、「『生きる力』を育成するという基本的な考えに立ちつつ、学校教育に求められているのは、『学ぶこと』と『働くこと』を関係付けながら、子どもたちに『生きること』の尊さを実感させる教育であり、社会的自立・職業的自立に向けた教育である（以下省略）。」と説明されている。

◇教育支援委員会

平成25年9月1日の学校教育法施行令の一部改正について（通知）により、これまで市町村教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であるとされた。「教育支

援委員会」については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されている。

◇教育事務所

千葉県教育委員会の行政組織には「教育庁」（本庁）と「教育機関」とがあり、教育事務所は本庁の事務の一部を分掌している。教育事務所は県内に5か所ある。

（葛南教育事務所、東葛飾教育事務所、北総教育事務所、東上総教育事務所、南房総教育事務所）

◇強度行動障害

強度行動障害とは、直接的他害（噛みつき、頭突き、など）や、間接的他害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物損壊など）や自傷行為などが、通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇の困難なものをいう。

◇共生社会

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であるとされている。

◇居住地校交流

特別支援学校に籍を置く児童生徒等が、居住地のある小・中学校等において行う交流及び共同学習を「居住地校交流」と呼び表している。

◇グループホーム

病気や障害のため生活に困難を抱えた人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で、一般の住宅に近い形で共同生活をする社会的介護の形態のことである。

◇K-A B C（ケー・エービーシー）

→心理検査の項を参照

◇K A B C - II

→K-A B Cの改訂版である。詳細は、心理検査の項を参照。

◇言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのために本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいう。

◇言語聴覚士（S T）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。

◇県立特別支援学校整備計画

千葉県の特別支援学校における児童生徒数の著しい増加と、それに伴う教室不足や施設の狭隘化の解消を図るため、平成23年3月に策定した計画。

◇後期中等教育

日本では、学校教育を学習する年齢の段階に応じて「初等教育」「中等教育」「高等教育」

の3段階に分けている。中等教育を前期と後期に分け、後期中等教育では、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程が相当する。

◇高機能自閉症

高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

◇高次脳機能障害

高次脳機能とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情(情動)を含めた精神(心理)機能の総称で、病気(脳血管障害、脳症、脳炎など)や、事故(脳外傷)によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

注意力や集中力の低下、古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制が利かなくなる、よく知っている場所や道で迷う、言葉が出ない、ものによくぶつかる等の症状が現れ、周囲の状況に見合った適切な行動がとれなくなり、生活に支障をきたすようになるとされている。

◇校内体制

各学校が特別支援教育を推進するために、学校内に整備する組織体制やその取組を指す。具体的には、①特別支援教育コーディネーターの指名、②特別支援教育に関する校内関係者による校内委員会の設置、③個別の指導計画を作成したり、保護者や関係機関との連携を図ったり、研修体制を整えたりすること等の取組が円滑に進められるような組織体制を構築することが必要。

◇交流及び共同学習

小・中学校等と特別支援学校、小・中学校の通常の学級と特別支援学級、学校と地域の人たちの間で行うなど障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と、あるいは地域の人々が活動を共にすることを指す。相互のふれあいを通じて人間性を育む「交流の側面」と、教科等のねらいの達成を意図した「共同学習の側面」があるが、一体的に捉えることが重要である。

交流及び共同学習は、平成16年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、新学習指導要領においても明確に位置づけられている。

◇合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

学校における合理的配慮については、3観点11項目として示されている。

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1. 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

◇国際障害者年

1981年が国際障害者年に当たる。障害者の社会生活の保障・参加のための国際的努力の推進を目的として1976年の第31回国連総会で決定した。テーマは「完全参加と平等」。障害者は、その社会の生活と発展に全面的に参加し、他の市民と同様の生活条件を享受し、生活条件向上の成果を等しく受ける権利を持つ。

◇子どもと親のサポートセンター

千葉県教育相談施設の1つ。千葉県子どもと親のサポートセンターでは、子ども(幼児・小・中・高校生など)・保護者・教職員等から、いじめや不登校など子どもたちに関わる相談を、電話・来所・Eメール・FAXにて受けている。

◇個別移行支援計画

卒業後への移行の時期に作られる個別の教育支援計画のこと。

◇個別の教育支援計画

「個別の支援計画」の1つで、他機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。関係機関との連携しつつ、一人一人の障害のある幼児児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成する必要がある。また、保護者の参画や意見等を聞くことも大切とされている。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載し、的確な教育支援を行うために活用される。

なお、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進についての報告(平成24年)では、本人・保護者との合意形成を図った上で決定した合理的配慮については個別の教育支援計画に明記するとともに、実施した結果を評価して定期的に見直すことが重要であるとしている。

◇個別の指導計画

指導を行うための細かな計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

◇コミュニケーション手段

聴覚障害教育においては、日常のコミュニケーションの機会が言語獲得の機会そのものであるという捉え方から、コミュニケーションを取るための方法で、かつ言語獲得に

つながる方法を、特にコミュニケーション手段としている。具体的には、音声（話し言葉）、文字（書き言葉）、手指サインを活用する方法（キュード・スピーチ）、手話などである。

◇コンテンツ

中身、目次の意味。

【さ行】

◇作業療法士（OT）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神障害のある人に、手芸工芸、その他の作業を行わせ、主としてその作業能力や社会適応能力の回復を図ることを業務内容とする専門医療従事者。

◇支援部／相談部

特別支援学校には地域におけるセンターとしての役割を果たしていくことが期待されており、教育相談や研修支援などの業務を推進していく必要がある。各特別支援学校では、これらの役割を果たしていくため、校内の分掌組織に「地域支援」や「教育相談」の事務に専ら対応する部署を設けている。それらの分掌は「支援部」とか「相談部」と呼び表されている場合が多い。

◇支援員

→特別支援教育支援員の項を参照

◇悉皆研修

千葉県では、教員の資質及び専門性の向上を図ることを目的に多くの研修の機会を設定している。特に、初任者、5年又は10年経験者など、主要な階層ごとに研修の場を設定し、その年度（階層）に該当する職員は原則受講を必須のものとしており、そうした研修を悉皆研修と呼んでいる。

◇児童生徒の増加

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

◇自閉症

自閉症は、次の3つの特徴をもつ障害で、3歳までには何らかの症状がみられる。

- (1) 対人関係の障害
- (2) コミュニケーションの障害
- (3) 限定した常同的な興味、行動および活動

2013年米国精神医学会による『精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM）』の最新版（DSM-5）が出版された。ここでは、「広汎性発達障害」とその下位分類が廃止され、下位分類のない1つの概念として「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害（autism spectrum disorder）」（日本精神神経学会の新しい訳語による）にまとめられた。

◇社会人ボランティア

特別支援教育に関する専門性を有する社会人をボランティアとして養成し、必要な学校に派遣したり、市町村教育委員会に人材として紹介したりするなどの事業を行った。

平成20年度から22年度まで実施されており、199人が社会人ボランティアとして

養成・登録された。

◇就学前

義務教育に就学する前の段階。

◇巡回相談員

国の特別支援教育総合推進事業の委託を受けた都道府県教育委員会が、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱。

巡回相談員は、推進地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を定期的に巡回し、当該学校の教員等に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行う。

◇巡回による指導

通級による指導の一形態。通級指導担当者が兼務発令などを受けることで、本務となる学校以外の学校を巡回し、そこで通級による指導を行うこと。

◇就労支援ネットワーク

千葉県では特別支援学校の進路指導、特に就労支援に関して、特別支援学校及び就労に関係する諸機関との連携を強化・充実させていくために、就労支援ネットワークの構築を図っている。特に特別支援学校が、就職先の開拓を効率的に行うために、情報の共有と有効活用を図るためのネットワークを構築して、その実現を目指すものである。

◇就労移行支援事業

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業。

◇就労支援コーディネーター

千葉県が進める就労支援ネットワーク構築の取組の中で、県立特別支援学校において指名される就労に関するコーディネーター。学校の進路指導主事等と協力して実習先の開拓や就労に関する情報について、関係校との連絡調整役を担う。平成26年度現在で県立特別支援学校24校に25名の就労支援コーディネーターを指名している。

◇就労支援ガイドライン

正しくは「千葉県立特別支援学校就労支援ネットワークに関するガイドライン」。特別支援学校が有する就労に関する情報の共有化と有効活用を図るために策定されたもの。①就労支援ネットワークの構築と機能 ②就労支援コーディネーター連絡協議会 ③就労支援コーディネーターの任命/役割 ④関係会議の開催と連携 ⑤実習・就労に関する事務等の内容で構成されている。

◇障害者基本法

昭和45年に、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法律。平成16年6月、平成23年8月に一部改正されている。

◇障害者の権利に関する条約（通称「障害者権利条約」）

平成18年12月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している。

条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広い内容となっている。

日本は、平成19年9月に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正などの国内法の整備を進めた後、平成26年1月に批准に至った。

◇障害者就労支援基盤整備事業

国の障害者雇用対策の1つとして進められている事業。具体的には、特別支援学校等の生徒及びその保護者を対象に、一般雇用や雇用支援施策に関する理解の促進を図るセミナー（就労支援セミナーを実施したり、ハローワークと特別支援学校が連携したりして、職場実習の機会確保を図ること）などがある。

◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。第7条、第8条では、行政機関と事業者に対し、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」こと、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」について行政機関においては義務、事業者においては努力義務とされている。平成25年6月公布され、平成28年4月に施行された。

◇障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく施設。就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

◇ジョブコーチ

障害のある人が実際に働く職場において、障害のある人、事業主、障害のある人の家族に対して、職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

◇自立活動

特別支援学校の学習指導要領に定められた一領域。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達のための基盤を培うことを目的としている。

◇新 輝け！ちば元気プラン

平成22年に策定した総合計画「輝け！ちば元気プラン」を引き継ぐ第2期計画として、「新 輝け！ちば元気プラン」を平成25年10月に策定した。「暮らし満足度日本一」を目指して進めてきた前プランの実績をベースとして、本県の持つ様々な宝・ポテンシャルをより一層磨き上げ、千葉県を更に発展させていくため、10年後の目指す姿と、その実現に向けて、平成28年度までの4年間に取り組む政策・施策を示した。

◇新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン

平成22年に策定した「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（第1期計画）を引き継ぐ第2期計画として、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」を平成27年2月に策定した。これは、教育基本法第17条第2項で規定された、千葉県における教育

の振興のための施策に関する基本的な計画である。教育の現状や第1期計画の検証結果と、今後の重要課題に基づき、3つの基本目標を掲げ、それぞれをプロジェクトとして整理し、平成31年度までの5年間を計画期間として、施策の推進に取り組んでいくこととしている。

◇人材バンク

専門性を有する人材（マンパワー）の確保を目的に、今後の計画推進の中で人材リストを作成し、人材を必要としている学校が容易に人材の情報が入手できるようにすることを目指すもの。

◇心理検査

教育相談機関や学校等において実施される心理検査の多くは、知能検査や発達検査に類するものである。障害のある幼児児童生徒に実施されることが多い心理検査には、WISC-Ⅲ、WISC-Ⅳ、K-ABC、KABC-Ⅱなどがある。

WISC-Ⅲは、全体的知能水準に加え、言語性、動作性という個人内差で知能構造を明らかにする。WISC-Ⅳは、WISC-Ⅲの改訂版で、3つの下位検査が削除され、新しい下位検査が5つ取り入れられるなど、検査の構成が大きく変わっている。WISC-Ⅳでは、10の基本検査から全検査IQと4つの指標得点（言語理解（VCI）・知覚推理（PRI）・ワーキングメモリー（WMI）・処理速度（PSI））の算出が可能となっている。

K-ABCは、幼児児童生徒の知的能力を、認知処理過程と知識・技能の習得度の両面から評価し、得意な認知処理様式を見つけ、それを幼児児童生徒の指導・教育に生かすことを目的としている。KABC-Ⅱは1993年に発売されたK-ABCの改訂版で、3つの下位検査が削除され、あらたに9つの下位検査が加わり大きく構成が変わっている。両検査とも、認知能力だけでなく基礎学力を個別式で測定できる検査で、子どもの認知能力と学力の基礎となる習得度が測定できることにより、支援・指導といった教育的な働きかけに直結する検査として利用できるとされている。

◇精神疾患

脳の機能的な障害や器質的な問題によって生じる疾患の総称。遺伝子要因とストレス・身体疾患などの環境要因が複雑に関与して発症すると考えられ、生涯を通じて5人に1人がかかるといわれる。心の病。心の病気。

統合失調症、双極性障害（躁うつ病）などの気分障害、適応障害、パニック障害・PTSD・強迫性障害などの不安障害、解離性障害、摂食障害、睡眠障害、パーソナリティー障害、性同一性障害、発達障害、アルコール・薬物依存症など、さまざまな疾患が含まれる。

◇センター的機能

文部科学省は、特別支援学校に期待されるセンター的機能を以下のように例示している。

- ①小・中学校等の教員への支援機能
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

◇専門家チーム

各市町村教育委員会が、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する組織で、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家における研修会への派遣や、市町村教育委員会からの要請に基づく派遣などに対応している。

◇ソーシャルスキルトレーニング (SST)

ソーシャルスキルとは、一般的に、社会生活を営むのに必要な社会的な適応力をいう。特に障害のある児童生徒の場合、自他との関わりや社会との関わりの中で、自己形成、対人関係、社会的適応について困難となることが多いことから、適応力を高めるための様々なスキルの指導（トレーニング）が実践されている。

◇増加対策

→県立特別支援学校整備計画の項を参照

[た行]

◇第五次千葉県障害者計画

障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築を目指し、千葉県における障害のある人に対する総合的な支援施策をまとめたもので、平成27年3月に策定された。

◇千葉県発達障害者支援センター (CAS)

発達障害者支援センターとは、発達障害者支援法に基づき自閉症等の特有の発達障害を有する障害のある人及びその家族等を総合的に支援するために設置された支援拠点で、発達障害のある人及びその家族等からの相談に応じるとともに、関係者の研修や関係機関等との連携等により地域の総合的な支援体制づくりの役割を担っている。

本県では、千葉県発達障害者支援センター (CAS) を千葉市及び我孫子市の2か所に設置している。ただし、千葉県発達障害者支援センター (CAS) は相談機関であり、検査、診断、療育、職業訓練、職業の斡旋等を行っていない。

なお、Chiba prefecture Autism Support center を略して、CASとしている。

◇注意欠陥多動性障害 (AD/HD)

AD/HD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来たすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

◇通級による指導 (通級指導教室)

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害の応じた特別の指導や教科学習の補足的指導を、特別の指導の場で行う教育形態。平成5年から実施されている。

◇ティーム・ティーチング

指導体制の1つとして、複数の教員が協力して指導にあたる場合をいう。具体的には、指導計画の立案、教材・教具の作成、計画にそった指導、評価などを協力体制で行う。

◇特殊学級

→特別支援学級の項を参照

◇特別支援アドバイザー

千葉県が、小・中学校等に在学する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の指導・支援に関して、助言・援助を行うことを目的に配置されている特別支援教育に専門性を有する非常勤職員。

◇特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなっている。

◇特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

◇特別支援教育支援員

小・中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の、食事、排泄、移動等、学校における日常生活の介助や、学習支援や安全確保などの学習活動上のサポートを行う。国の地方財政措置により、各市町村において配置が進められている。

◇特別支援学級

学校教育法81条の規定により、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。知的障害、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の特別支援学級がある。

◇特別支援学校

従来の盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えて一本化したもの。学校教育法72条の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

◇特別支援教室構想（仮称）

平成17年12月の中央教育審議会答申（特別支援教育を推進するための制度の在り方について）において構想として示されたものである。通常の学級に在籍した上で、障害の特性に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を、必要な時間のみ、特別な場で教育や指導を行う形態をいう。

◇特例子会社

親会社が、障害のある人が働きやすいよう、就業規則や設備環境に特別の配慮をして設立した子会社。障害者雇用促進法では、障害者雇用義務を個々の事業主ごとに課しているが、「障害者雇用のために特別の配慮をしている」と公共職業安定所長から認定を受けた

場合、障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度において、特例的に子会社は親会社の同一事業所としてみなされる。

【な行】

◇認定こども園

幼稚園や保育所等において、0歳児から就学前の乳幼児全てを対象に、保育と教育の一体的な提供や、地域の子育て支援を行う機能をもつ施設で、都道府県が認定したもの。認定されると、幼稚園であれば子どもを預かる時間が8時間まで延長でき、保育所であれば就労を問わず入所できる。

◇認定特別支援学校就学者

平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、新たに、市町村の教育委員会が、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとした。

認定特別支援学校就学者とは、視覚障害者等（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもの）のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると、市町村の教育委員会が認める者をいう。

【は行】

◇発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義している。平成17年に発達障害者支援法が施行された際の厚生労働省の通知では、発達障害をICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であるとしている。たとえば、下記のような障害があげられる。

① 広汎性発達障害

自閉症、アスペルガー症候群のほか、レット症候群、小児期崩壊性障害、特定不能の広汎性発達障害をふくむ総称。

② 自閉症

(i) 対人関係の障害、(ii) コミュニケーションの障害 (iii) 限定した常同的な興味、行動及び活動の3つの特徴を持つ。3歳までには何らかの症状が見られる。

③ アスペルガー症候群

対人関係の障害があり、限定した常同的な興味、行動及び活動をするという特徴は、

自閉症と共通しているが、明らかな認知の発達、言語発達の遅れを伴わない。

④ 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態をいう。

⑤ 注意欠陥多動性障害（AD/HD）

多動性、注意力散漫、衝動性の3つの特徴が見られる。発達障害では障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多く、障害の種類を分けて診断することは大変難しいとされている。近年では、症状の程度や知的な遅れの有無に関わらず自閉症と同質の障害がある場合、自閉症スペクトラムとして幅広くとらえることもある。

◇発達障害者支援センター

→千葉県発達障害者支援センター（CAS）の項を参照

◇パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出してもらう機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

◇バリアフリー

高齢者や障害のある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的な障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障害のある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことをいう。

◇ヒヤリハット

重大な災害や事故には至らないものの、事故となってもおかしくない一歩手前の事例の発見をいう。ミスにヒヤリとしたり、ハットとしたりすることから、ヒヤリハットという。

◇PT

→理学療法士の項を参照

◇フレッシュ・サポート事業

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援の充実を目的に、千葉県が平成19年度から実施している事業。協力する大学と連携し、幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校から要請があった場合に、登録してある学生ボランティアを派遣するもの。

◇ポテンシャル

一般的には、潜在的な能力、可能性のある能力と訳される。

【ま行】

◇マザーズホーム

発達の遅れや障害のある子どもに対して、健全な育成を図るための親子の通園施設。いろいろな遊びや規則正しい生活を繰り返すことで、保護者とともに子どもたちの心と体を育てることを目的としている。

◇みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン

日本をリードする教育県を目指し、幼児児童生徒たちが郷土を愛し、真の国際人として活躍できる「教育立県ちば」の実現に向けて、策定した千葉県教育振興基本計画。「ふれる」、「かかわる」、そして「つながる」というキーワードのもと、3つのプロジェクト（夢チャレンジプログラム、元気プロジェクト、チームスピリットプロジェクト）と14の施策からなり、特別支援教育の推進については、元気プロジェクトの施策6として大きく位置付けられている。平成27年2月に新たに、「新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン」（第2期千葉県教育振興基本計画）が策定されている。

[や行]

◇ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

[ら行]

◇ライフサポートファイル

障害のある子どもとその家族が、成長に応じて適切な支援を継続的に受けられるように、支援の記録や関係機関との連携状況を記録したファイル。自治体（市町村）により名称も様々である。平成27年7月現在、県内36市町で作成・活用を進めている。

◇ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階。

◇理学療法士（PT）

理学療法士及び作業療法士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。医師の指示の下に、身体又は障害のある人に、基本的動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持及び予防のため、運動療法や物理療法（温熱、電気治療等）を用いて、日常生活が送れるように支援する医学的リハビリテーションの専門職をいう。

◇療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害のある幼児・児童及びその家族、障害に関して心配のある方等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

◇臨床心理士

財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格。臨床心理学を学問的基盤に、心の問題の援助・解決・研究に貢献する専門家として認定する資格。

医療や教育、司法などさまざまな分野で活躍する心理職には、これまで臨床心理士など民間の資格しかなかった。高まるニーズに応えるため、初めて国家資格を設ける「公認心

関係資料

理師法」が平成27年9月9日、参院本会議で可決、成立した。超党派の議員立法として提出されていた。平成29年度にも施行される予定。

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

